

# まちづくり特別対策事業制度実施自治体における地域構造分析

大阪工業大学工学部研究生 南田 幸保  
大阪工業大学工学部 岩崎 義一  
大阪工業大学大学院 北中 大輔

## 1. はじめに

政府・自治体は公園や都市施設の整備に関するまちづくりの制度を多く用意し、都市計画の充実に取り組んできている。こうした都市計画とまちづくりの関わりが具体的に制度として取り組まれてきているものの、まちづくり活動自体或いは都市計画との関わりにおいて、その必要性なり重要性の程度が不明確であるとともに、制度の効果的運用と実施過程も明確になっているとは言い難い。制度運用においては、地域の自主性および特性を生かしつつ、主役たる住民が参加する道筋を確実に示してこそ事業の妥当性と効率性を達成できるものであると考える。このため、制度の適用と具体的運用の各局面において、「行政と地域」の関わり構造と住民参加を実態として整理しながら、そこに地域の特性や構造が「まちづくり型都市・地域整備」に果たす役割とその条件を明らかにする必要がある。

既往の研究では、個々のまちづくりや住民参加型まちづくりなどに関する住民意識や合意形成のあり方等についての研究があるものの、全国のまちづくりを包括的に捉えることによって地域構造の分析を試みた研究は殆どみられない。

本研究は、まちづくり事業の実施に関わる地域的要因とその地域構造を明らかにすべく、「まちづくり特別対策事業制度」の運用過程と事業の分布を整理する。

なお、現時点では当該事業制度の運用対象事業 9 種別約 6700 事業事例全てを対象とすることが時間的ならびに諸要因により困難であったため、特に住民参加型まちづくり対象との関連性が高いと思われる公園・都市環境事業に関する事例を対象とするものとした。

## 2. まちづくり実施事業の運用過程と分布

### 2.1 同制度の運用過程

当該制度運用の事業過程は以下に示すとともに、図 2-1 のまちづくり特別対策事業の仕組みのとおりである。

まちづくり特別対策事業を実施しようとする市町村、一部事務組合又は都道府県は、まちづくりのために自ら実施する単独事業について事業計画を作成し、広域行政圏の広域行政機構に提出する。広域行政機構は、提出されたこれらの各事業主体の事業計画について広域的な調整を図りつつ、広域行政圏計画の一環としてまちづくり事業計画を取りまとめる。

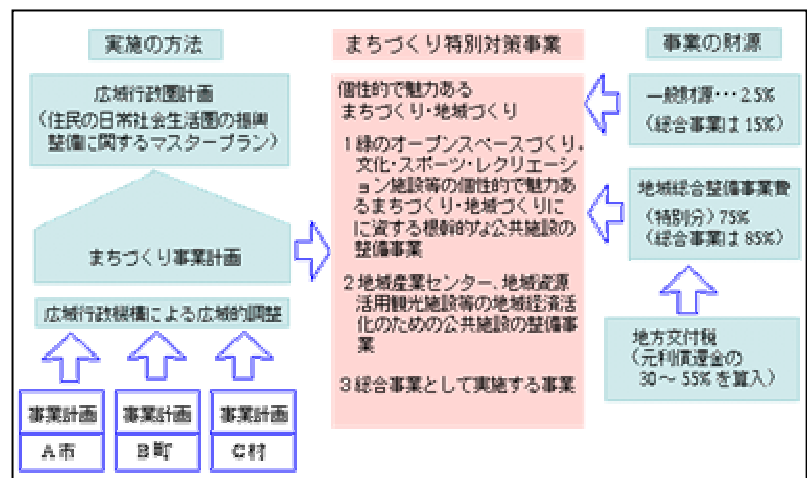


図 2-1 まちづくり特別対策事業の仕組み

市町村等は、まちづくり事業計画に基づき、それぞれの事業をまちづくり特別対策事業として計画的に実施する。

## 2.2 まちづくり事業実施分布

全国のまちづくり特別対策事業のうち、先に述べたとおり公園関連事業と都市環境関連事業の実施自治体の分布を整理し、図 2-2 のまちづくり実施分布図に示す。

ここに、公園関連事業数 N=1277、都市環境関連事業数 N=850

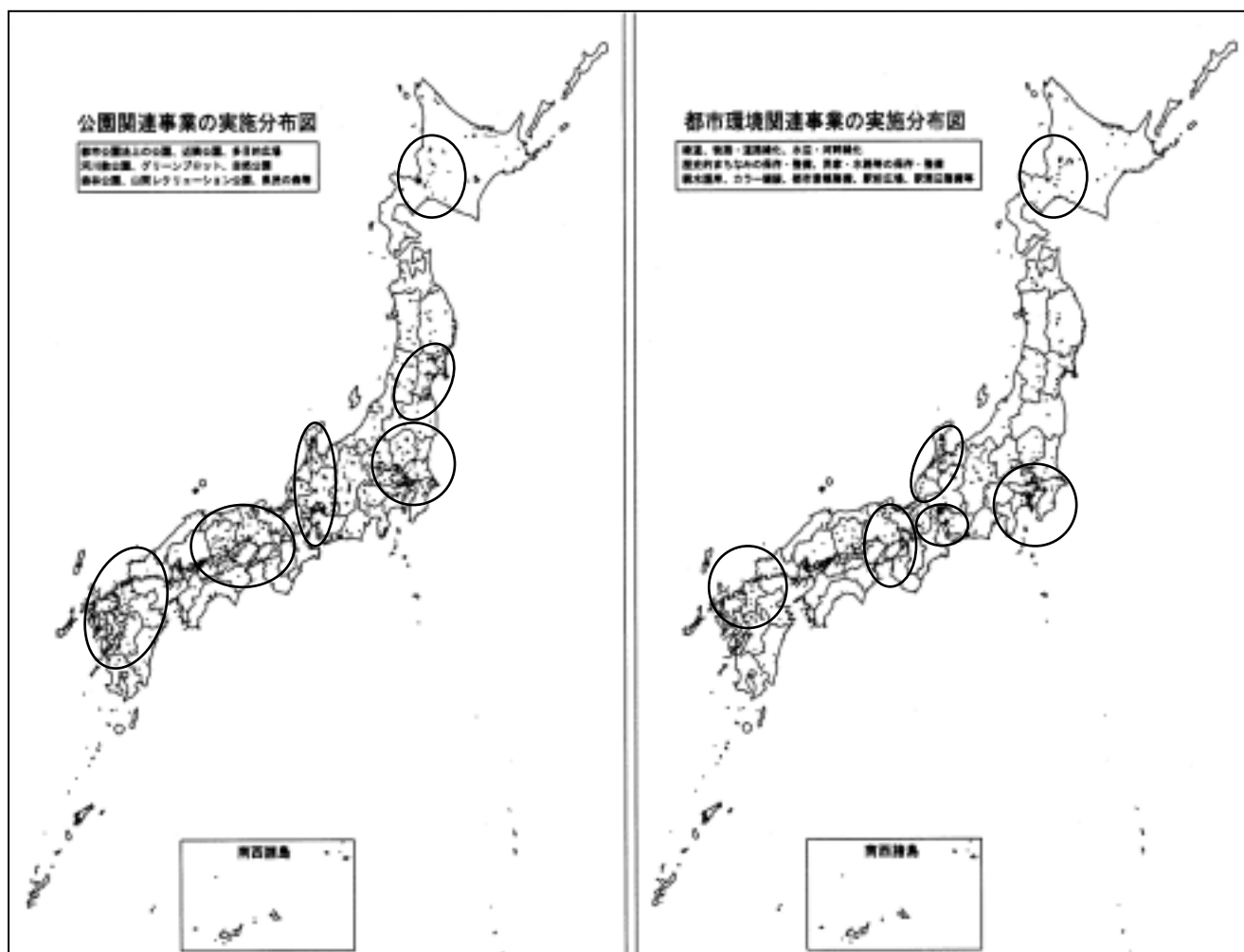


図 2-2 まちづくり実施分布図

## 3. 分布の特徴と地域構造

ここでは、図 2-2 のまちづくり実施分布図に基づいて、公園施設関連事業の実施地域の特徴ならびに都市環境関連事業の実施地域の特徴を抽出し、地域構造分析に必要な地域・統計情報の収集に資することを目的とする。以下にその特徴を整理する。

### 1) 公園関連事業実施分布の特徴

公園関連事業は全国 47 都道府県の自治体で実施されているが、特に 札幌市周辺部 宮城県全域 江戸川・荒川を遡って東京近郊の松戸市、さいたま市周辺部および千葉県銚子市から利根川を遡る様に群馬県の前橋市周辺部 中部地方では岐阜市周辺部 北陸地方では能登半島付け根部の富山市から金沢市周辺部 近畿、中国、四国地方では瀬戸内海沿岸部 九州地方では北九州市から熊本県水俣市付近までの国道 3 号沿いに多くの事業が集中して実施されていることが分かる。

### 2) 都市環境関連事業実施分布の特徴

都市環境関連事業は奈良・香川県を除く全国 45 都道府県の自治体で実施されているが、特に 札幌市周辺部 江戸川・荒川を遡って東京近郊の松戸市、さいたま市周辺部および千葉市周辺部 横浜市から横須賀市までの東京湾沿岸部 中部地方では岐阜市周辺部 北陸地方では能登半島付け根部の富山市から金沢市周辺部 近畿地方では大阪市周辺部 九州地方では福岡市周辺部に多くの事業が集中して実施されていることが分かる。

ここで注目すべき点は、都市環境関連事業では東京、名古屋、大阪、福岡の4大都市圏で多くの事業が実施されていることの現実性に加えて、北陸地方の富山市、金沢市周辺部に多くの都市環境関連事業への取り組みが行われていることに注目したい。

#### 4. 当該制度の運用過程に関する考察

ここでは、図 2-2 のまちづくり実施分布図に示す全国の約 2100 事例について、事業を実施した各自治体が当該まちづくり関連約 160 事業に関してその成果をまとめている。そのなかで、現状の問題点と今後の課題として挙げられている内容をその項目ごとに分類し、図 4-1 のまちづくり事例にみる現状の問題点と課題の実態にまとめた。ここでは、その結果に基づいて当該まちづくり制度の運用過程における事業実施計画における問題点と課題について考察する。

施設の機能向上と施設の更新、維持管理に対する不安と管理体制の確立ならびにモータリゼーションの進展に伴うアクセス機能の向上と駐車場の不足が当該施設の有効かつ効率的な利用に障害をもたらしているのではないかと考えられる。他の施設とのネットワーク機能の確保と一体的な運用に対する期待が存在するとともに、周辺整備と地域活性化への期待や施設利用者の減少に苦慮している実態が明らかとなっている。この

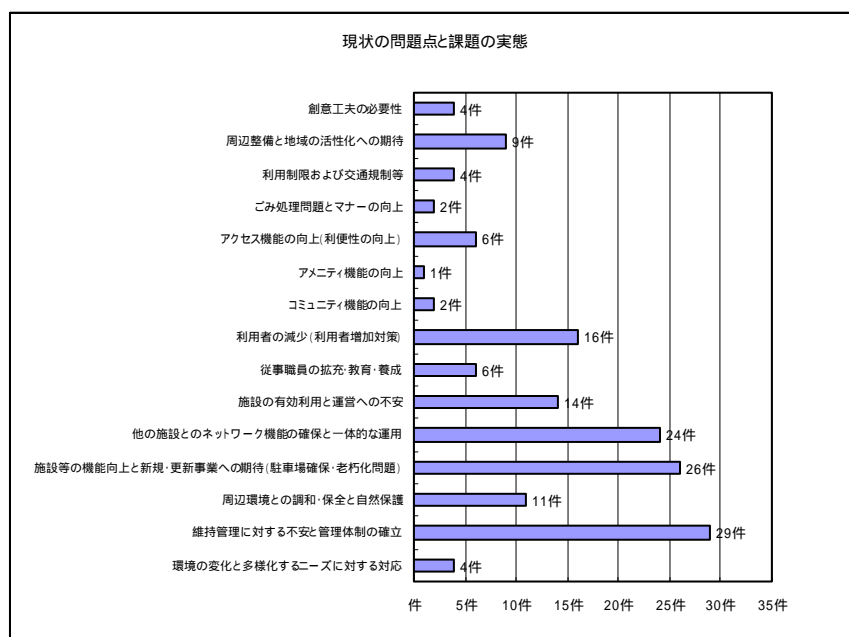


図 4-1 まちづくり事例にみる現状の問題点と課題の実態

ことは、との関連性が高いのではないかと考えられる。

周辺環境との調和・保全と自然保護上の観点から、整備済みの公園・都市環境施設に対する住民意識の向上とニーズに対する更なる対応と施設の機能向上と新規・更新事業への期待度が大きいことが分かる。

以上のことより、当該まちづくり制度が発足し事業への制度運用から今日まで約 20 年が経過しているものの、早くも更新の時期にさしかかっている施設が少なくないという現実を踏まえて、施設の更新時期到来の速さを考えたとき、維持管理に対する重要性和認識の甘さが露呈した結果ではないかと考える。また、維持管理と機能向上に関する案件が数多くあるとともに、他の施設との一体的な運用等により利用者増加を望んでいる声も多くあることを勘案すると、広域行政圏域内の連携と広域的な事業計画段階の十分な調査と将来の需要予測値の把握を的確に行う必要があるものと考えられる。

今後は有機的なまちづくりを進めるため、形式的な住民への情報開示や事業説明会ではなく、地域住民の積極的な参加の下画一的なまちづくりよりも多面的なまちづくりを推進する必要があるものとする。最近の自然保護・保全活動や道路・公園・住宅・景観等の都市空間施設に関する住民意識の高まりが、有機的で効率的なまちづくりを推進する上で重要な動きであることは、既往の研究および社会的報道で明らかになってきている。ここに、地域の特性や構造を多種多様な統計データに基づいて分析することは特に重要な研究課題ではないかと考えられる。

#### 5. おわりに

以上、「まちづくり特別対策事業制度」を利用した“全国まちづくり事例”を対象にまちづくり制度の運用と実態に関して公園・都市環境関連事業を通してみてきたが、数多くの事業が同一の自治体によって実施されている現実と、当該制度を利用する自治体とそうでない自治体が二極化しているのではないかという現象を想定したとき、その要因はどこにあるのかという疑問を抱いた。今後は、その疑問を少なからず解消すべく、残された当該制度運用対象事業7種別（スポーツ施設、観光振興施設、地域産業振興施設、教育・文化施設、複合施設、コミュニティ施設、周辺整備等のその他施設）についても実施分布を明らかにするとともに、その特徴ならびに実施事業の成果や現状の問題点と今後の課題等から見られるまちづくりの地域構造を統計データ等により地域構造分析を行い、その要因は何かを明らかにしていきたいと考える。

#### 【注釈】

まちづくり特別対策事業は、個性的で魅力ある地域づくりを積極的に推進するため、対象となる事業の効率的実施を図るとともに、圏域の開発整備のための統一コンセプトに基づく事業等については、より積極的な支援を行うことを目的に設置された制度である。地方公共団体の最も大切な課題の一つにまちづくりがあり、全国各地でさまざまな取組みが行われている。まちづくりといっても、その内容は多種多様である。いわゆる“むらおこし”などとよばれる産業振興を軸としたものや、快適な都市景観づくりなどのほか、「ひと」づくり、イベントの実施などもまちづくりに含まれるものと考えられる。ところで、個性的で魅力あるまちづくりを行うためには、地方公共団体が独自性を発揮し、自主的、計画的、総合的にまちづくりのための施策を進めていくことが重要である。そのためには、国庫補助制度等のみ頼るのではなく、地方単独事業を積極的に実施していくことが必要となってくる。このような点にかんがみ、全国各地で行われているまちづくりへのさまざまな取組みを推進するため、地方公共団体が自立自助と連帯の意識の下に、地域の実情に即して地方単独事業を効率的に実施し、個性的で魅力あるまちづくり、地域づくりを積極的に推進することができるよう、昭和59年度から自治省において推進している施策が「まちづくり特別対策事業」である。

#### 【参考資料】

全国まちづくり実践事例集（平成14年11月）「市町村自治研究会編集」第一法規出版